

阿蘇市	平成17年9月20日	午後1時半から午後3時まで	JA阿蘇山田支所
阿蘇市	平成17年9月21日	午前10時から午後3時まで	農村環境改善センター
阿蘇市	平成17年9月22日	午前10時から午後3時まで	一の宮体育館（旧就業改善センター）
高森町	平成17年9月26日	午前10時半から正午まで	高森町役場草部出張所
高森町	平成17年9月26日	午後1時半から午後2時半まで	高森町朋遊館
高森町	平成17年9月27日	午前10時半から午後3時まで	高森町林業総合センター
南阿蘇村	平成17年9月28日	午前10時半から午後3時まで	南阿蘇村白水庁舎（旧役場）
南阿蘇村	平成17年9月29日	午前10時から正午まで	南阿蘇村久木野総合センター
南阿蘇村	平成17年9月29日	午後1時半から午後3時まで	JA阿蘇長陽中央支所
西原村	平成17年9月30日	午前10時から午後3時まで	西原村役場

## 2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成17年9月8日から 平成17年9月30日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものによっては、その計量器の所在場所

## 3 実施機関

指定定期検査機関（社団法人熊本県計量協会）。

## 熊本県告示第968号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成17年8月5日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町合津字堤ノ迫 2279、2289、2290
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字堤ノ迫 2279、2289・2290（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第969号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成17年8月5日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今富字岩迫 1964の1、1966の1、1968、1969、1973、1979、1983、1984の2、1985、1988、字下夕比恵木場 2006、2007、2009、2014
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字岩迫 1973、1979・1983・1984の2・1985・1988（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字下夕比恵木場 2006、2007・2009・2014（以上3筆について次の図

に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 熊本県公告第 600 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 8 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

熊本県立大学給与計算システム開発業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 18 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、熊本県立大学給与計算システム開発業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理等に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 6 の (3) アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

#### 3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 17 年 8 月 5 日（金）から平成 17 年 8 月 11 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

#### 4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間